

(総則)

- 第1条 乙は、この契約について、甲の指定期日(年 月 日)までに物件の代金を納付しなければならない。
- 2 甲は、つぎにより物件を乙に引渡すものとする。
- 1 引渡期限(又は期間) (代金納付後 日間)
 - 2 引渡場所
- 3 乙は、本区又は都を表示する名称、符号等のある物件については、甲の指示に従い乙の費用で抹消するものとする。
- 4 乙は、この契約について仕様書図面又は契約事項に明示されていない事項でも、物件売却上当然必要な事項は、甲の指示に従い乙の負担で履行するものとする。
- 5 乙は、所定の期限(又は期間)内に引取をすることができない事由が発生したときは、そのつど遅滞なくその事由及び影響日数等を詳記して届出なければならない。
- 6 乙は、天災事変その他やむを得ない事由により、所定の期限(又は期間)内に引取をすることができないときは、その事由を詳記して引取期限延長の願出をなすことができる。この場合において、甲はその願出を相当と認めたときは、これを承認することがある。

(物件の所有権)

第2条 物件の所有権は、乙が代金を納付したとき甲より乙に移転するものとする。

(契約不適合責任)

第3条 甲は、物件の引渡後は、その商品の種類または品質に関して一切の担保責任を負わないものとする。

(遅延違約金)

第4条 乙は、第1条第1項及び第2項の期限(又は期間)を遅延したときは、延滞日数に応じ延滞数量に対する代金につき契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(100円未満の場合を除く。)を遅延違約金として甲に納付するものとする。

(協議による変更・解除)

- 第5条 甲が必要があると認めたときは、乙と協議のうえこの契約の全部又は一部を変更又は解除することができる。
- 2 前項の場合において、契約金額を増減又は期限(又は期間)を伸縮する必要があるときは、その実情に応じて甲乙協議のうえ変更することができる。
- 3 契約締結後において、動乱又は天災事変等不測の事件に基づく経済情勢の激変によって、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じて甲乙協議のうえ契約金額を変更することができる。

(甲の解除)

- 第6条 乙が次の各号の一に該当する場合には、甲は契約を解除することができるものとする。
- 1 期限(又は期間)内に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと認めたとき
 - 2 契約解除の申出があったとき
 - 3 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとき
 - 4 前各号のほか乙又はその代理人が、この契約条項に違反したとき
- 2 前項の規定によって契約を解除したときは、乙は、契約期間中の発注金額の合計の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- ただし、正当な理由によって契約の解除を申出た場合においては、甲はこの規定を適用しないことがある。
- 3 契約を解除した場合においては、甲は履行部分に対し相当と認める金額を納付代金より控除して、残余があるときは、乙の請求によりこれを還付するものとする。

第6条の2 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、甲は契約を解除することができるものとする。

- 1 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(同法第77条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)
- 2 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却または訴え却下の判決が確定したとき。
- 3 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員またはその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(損害賠償)

- 第7条 第6条第1項の契約解除により、甲が損害を受けたときは、第6条第2項のほかに乙に対して損害賠償を請求できるものとする。
- 2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議する。

(賠償の予定)

第8条 乙は、この契約に関して第6条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約期間中の発注金額の合計の100分の10に相当する額を支払わなければならない。当該契約が完了した後も

同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- 1 第6条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項にもとづく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。
 - 2 第6条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。
- 2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

第9条 甲は、この契約において乙から取得することができる金銭があるときは、乙に還付すべき金銭と相殺し、なお不足があるときはこれを追徴するものとする。

（権利義務の譲渡・担保の禁止）

第10条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（秘密保持）

第11条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。

（疑義の協議）

第12条 この契約条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（法令遵守）

第13条 乙は、この契約条項のほか、労働関係諸法令及び江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。また、契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、この契約の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。